

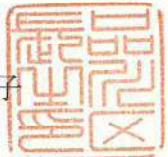
品 総 総 発 第 4 1 号  
令 和 5 年 6 月 2 6 日

品川区いじめ問題調査委員会

委員長 山口 亮子 様

品川区長

森 澤 恒 子



### 諮詢書

「いじめ防止対策推進法」第30条第2項に基づく調査を実施するため、次の事項を諮詢いたします。

- 1 品川区いじめ対策委員会の調査内容の検証および調査結果の評価
- 2 いじめ重大事態としての認知・対応の遅れの原因検証
- 3 区長への報告が遅れた原因検証
- 4 学校および教育委員会の現状認識の確認
- 5 同種の事態の再発防止に向け、区および区教育委員会が今後執るべき措置の検討

#### (諮詢理由)

令和2年に、区内中学校において「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」第28条第1項に定める「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」に該当するいじめの「重大事態」にあたる事案が発生し、区教育委員会「いじめ対策委員会」が調査を実施しました。この調査の結果、本事案に対する当該校および教育委員会の対応に課題があったことが明らかとなり、区長としても、あらためて、本件対応に関する課題の検証と今後の再発防止が必要であると判断し、法第30条第2項に規定する調査を行うことを決定しました。

よって、本件調査を、品川区いじめ問題調査委員会に諮詢いたします。